

# 川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

## ○開催日時

令和6年3月18日 午前10時～午後12時28分

---

## ○開催場所

第3委員会室

---

## ○出席委員（10人）

委員長	成川 幸太郎	委員	森 満 晃
副委員長	石野田 浩	委員	落 口 久 光
委員	井 上 勝 博	委員	阿久根 憲 造
委員	川 添 公 貴	委員	坂 口 正 幸
委員	下 園 政 喜	委員	山 中 真由美

---

## ○その他の議員（3人）

議員	大田黒 博	議員	犬 井 美 香
議員	森 永 靖 子		

---

## ○説明のための出席者

未来政策部長	古川 英 利	市民安全部次長	遠 矢 一 星
市民安全部長	上 戸 理 志		

---

## ○事務局職員

議会事務局長	田 代 健 一	議事グループ員	今 吉 聖 人
議事調査課長	久 米 道 秋		

---

## ○審査事件等

### 1 審査事件

- (1) 陳情第3号 原発事故と安定ヨウ素剤に関する陳情
- (2) 陳情第1号 安全性を前提に「20年運転延長は基準地震動の安全対策工事完了が必至」の要請を求める陳情
- (3) 陳情第2号 原発事故時の屋内退避の実効性に関する陳情
- (4) 陳情第4号 能登半島地震と川内原発の基準地震動に関する陳情
- (5) 陳情第5号 川内原発の使用済み核燃料に関する陳情
- (6) 陳情第6号 桜島（始良カルデラ）の噴火に関する陳情

### 2 調査事項

- ・ 令和5年度鹿児島県原子力防災訓練の結果について
- 

## ○会議の概要

### 1 審査事件

- (1) 陳情第1号 安全性を前提に「20年運転延長は基準地震動の安全対策工事完了が必至」の要請を求める陳情

本陳情については、まず陳情内容に関し当局が把握している事項として、「川内原発の運転延長に係る原子力規制委員会の審査については、標準応答スペクトルを考慮する前の基準地震動に基づいて審査等が

されている」旨の説明を受け、委員から「川内原発では、基準地震動を超える地震の揺れが起こることはあり得ないという認識でよいか」との質疑があり、当局から「基準地震動とは、それをを超える地震は起こり得ないということではなく、川内原発の近傍にある活断層及び活断層が発見されていない地震を評価した上で、起こり得る最大の揺れが基準地震動である」旨の回答があった。また、委員から「川内原発で600ガルの揺れがあった場合、他の地点ではどのくらい揺れるのか検証されているのか」との質疑があり、当局から「周辺の自治体での地点における地震動までは評価していないが、県北西部地震においては、中郷では470ガルであったが、川内原発では68ガルで、揺れに違いがある」旨の回答があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査とすることは起立採決により否決されたことから討論に入った。

討論においては、「耐震工事を行うまでに猶予期間が設けられているのは、原発を動かすことが前提となっていると考えており、なぜ猶予期間を設けたのか確認したい」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

#### (2) 陳情第2号 原発事故時の屋内退避の実効性に関する陳情

本陳情については、まず陳情内容に関し当局が把握している事項として、屋内退避の考え方等について説明を受け、委員から「原発事故が起きた際に自家用車の中に避難する場合の注意点については、文献があるか」との質疑があり、当局から「原子力災害の対策指針を基本としつつ、災害の状況を見ながら、いろいろな避難、一時移転等を実施していきたい」旨の回答があった。また、委員から「PAZ圏内に屋内退避施設は何か所あるのか」との質疑があり、当局から「7か所である」旨の回答があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査とすることは起立採決により否決されたことから討論に入った。

討論では、「屋内退避をしても、家屋によって、被曝低減効果が異なるため、屋内退避及び車内避難において、気をつけるべき点のマニュアルの作成、周知する必要がある」との賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

#### (3) 陳情第3号 原発事故と安定ヨウ素剤に関する陳情

本陳情については、まず陳情内容に関し当局が把握している事項として、安定ヨウ素剤の服用のタイミング、緊急配布場所等について説明を受け、委員から「安定ヨウ素剤を飲む必要性、タイミング等についての説明がなされているのか」との質疑があり、当局から「配布に関する説明会やチラシ配布により周知を図っている」旨の回答があった。また、委員からUPZ圏内全体から見れば、ごくわずかな人数にしか安定ヨウ素剤が配布されていないことについて質疑があり、当局から「UPZ圏内の避難経路上で一定規模の駐車場を有する公共施設等を候補地として現在、県が実効性を検証しながら検討している」旨の回答があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査とすることは起立採決により否決されたことから討論に入った。

討論では、「能登半島地震の被災状況から、原発事故が起きた際に、計画どおりとはいかない。また、安定ヨウ素剤の配布については、全員配布をした上で、服用するタイミング等の説明を行い、理解してもらう必要がある」という賛成討論と、「安定ヨウ素剤は十分に備蓄されており、交換配布も適切に行われている。また、能登半島地震においては、原発の放射能漏れには至っておらず、検証の必要性については疑問である」という反対討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

#### (4) 陳情第4号 能登半島地震と川内原発の基準地震動に関する陳情

本陳情については、まず陳情内容に関し当局が把握している事項として、「原子力規制委員会委員長の記者会見で、能登半島地震の地震動について新知見が出てきた場合は、規制の中に取り入れたいとの発言があったことから、今後の動向を注視していきたい」旨の説明を受け、委員から「能登半島地震に伴う志賀原発で起こったトラブルについて、当局の認識は」との質疑があり、当局から「使用済燃料プールの溢水、変圧器の油漏れによる外部電源の一部喪失があったと認識している」旨の回答があった。また、委員

から「能登半島地震による志賀原発での揺れは、基準地震動を下回っているが、トラブルが起きたことは新知見ではないのか」との質疑があり、当局から「発電所には、様々な機器があり、それぞれ耐震基準が異なる。また、事故を想定して電源車を常備しており、総合的な対策で対応できる」旨の回答があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査とすることは起立採決により否決されたことから討論に入った。

討論では、「基準地震動を下回る地震の揺れで、トラブルが発生したことについては、原因の究明と川内原発で起こる可能性がないか原子力規制委員会に結論を求める必要がある」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

#### (5) 陳情第 5 号 川内原発の使用済み核燃料に関する陳情

本陳情については、まず陳情内容に関し当局が把握している事項として、日本原燃株式会社社長による記者会見、六ヶ所再処理工場の暫定操業計画について説明を受け、委員から「竣工予定から26回も延期しており、27回目は失敗しないような対策はとられているのか」との質疑があり、当局から「技術的な問題はクリアしており、新規制基準に基づく審査が終了していないことによる延期である」旨の回答があった。また、委員から「乾式貯蔵施設については、地元同意が必要か」との質疑があり、当局から「新たな施設等を造る場合は、安全協定の対象となる」旨の回答があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査とすることは起立採決により否決されたことから討論に入った。

討論では、「竣工予定から26回も延期していることから、技術的な問題をクリアしたのかは疑念が残る。また、放射性廃棄物を子孫に残すこととなり、日本原燃に説明を求めるべきである」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

#### (6) 陳情第 6 号 桜島（始良カルデラ）の噴火に関する陳情

本陳情については、まず陳情内容に関し当局が把握している事項として、「火山による川内原発への影響等については、県の専門委員会で審議されており、新たな知見等があれば、専門委員会の議題等として挙げられる」旨の説明を受け、委員から「火山灰が24センチ積もる可能性はないのか」との質疑があり、当局から「九州電力は、約1万2,800年前の桜島薩摩噴火の規模を想定したシミュレーション、過去の文献調査から、最大12.5センチ積もるとしており、そこから15センチと評価をしている」旨の回答があった。また、委員から「降灰対策としての設備等はあるのか」との質疑があり、当局から「モーター、非常用ディーゼル発電機等の機器に影響が出ないように、吸入口等にフィルターを設置している」旨の回答があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査とすることは起立採決により否決されたことから討論に入った。

討論では、「吸入口へのフィルター設置や、可搬式発電機の移動の際の降灰除去だけでは十分とは言えず、更なるシミュレーションのために説明会の開催をすべき」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

## 2 調査事項

- 令和5年度鹿児島県原子力防災訓練の結果について  
令和5年度鹿児島県原子力防災訓練の結果について調査を行った。



## 【卷末資料】

陳情文書表



受 理 番 号	陳情第 1 号	受理年月日	令和 6 年 2 月 1 9 日
件 名	安全性を前提に「20年運転延長は基準地震動の安全対策工事完了が必至」の要請を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市神田町1番10号 川内原発建設反対連絡協議会 代表 鳥原 良子		
要 旨			
<p>2024年1月27日（土）、薩摩川内市国際交流センターにて川内原子力発電所運転期間延長に関する市民セミナーが開催され、20年運転延長についての審査状況の説明があった。また、薩摩川内市民の質問に、鹿児島県、九州電力、原子力規制委員会原子力規制庁、内閣府、資源エネルギー庁、薩摩川内市が回答を行った。</p> <p>原子力規制委員会の川内原発20年運転延長の審査結果についての原子力規制庁の塚部暢之氏の説明は納得できるものではなかった。</p> <p>鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会（以下、専門委員会と略）の下に分科会が設置され、原発に反対する専門家も委員として任命されたことは画期的なことであった。その分科会と専門委員会を傍聴した原発立地の私たちは、セミナー当日の説明に違和感を持った。九州電力の特別点検について、知事の「科学的・技術的な安全性に関する検証を徹底的に行っていただきたい」ということで、12回の分科会において自由に専門的な意見が出されたことは大変意義深いものであった。当初、塩田県知事も宮町専門委員会前座長も、検証内容はまとめる必要はない、両論併記でという主旨で進めていたが、政権による60年超運転可能な新法案が出されてから、一転して、「私は原発の専門家ではない」と発言した分科会座長がまとめた報告書の内容は、これまでの批判的な専門家の発言をまともに反映しないものであった。照射損傷の専門家の委員が「電力会社を書いたような報告書だ」と言ったのを記憶している。</p> <p>そういう経過のある鹿児島県分科会の議事録を原子力規制委員会は参考にした様子もなく、認可した内容を事務的に説明しているだけと感じた。</p> <p>また、1月1日に発生した能登半島地震による被災地の惨状を見聞きしている市民には、市民からの質問の回答が、市民の琴線に触れるような内容ではなかったことに大きな失望があった。</p> <p>能登半島地震では、幸いにも志賀原発は停止中であつたので大事故には至らなかった様子だが、外部電源を受けるための変圧器が油漏れを起こして5系統中2系統が機能喪失、使用済み核燃料の冷却に危うく支障が出るところであった。能登半島地震ではいくつもの活断層が運動して動いたことで海岸が最大で4メートルも隆起し、津波が早いところでは7分後には到来したという報道もあった。珠洲市にかつて珠洲原発を建設しようとしていたことを思うと、もし建設されていたら能登半島だけでなく日本全体の大惨事が予測され、自然豊かなふるさとをなくすところであった。</p> <p>能登半島地震を踏まえて、川内原発の20年延長運転中、もしも大事故が発生した場合、その責任は認可した原子力規制委員会にはないのかとの問いに、原子力規制庁は、第一義的には電力会社であると答えただけであった。原子力規制庁が認可したという結果だけで、市議会も市長も運転延長を容認した。認可したが安全だとは申ししていない、と設立当初の原子力規制委員長の発言が耳に残っていて不安が募る。福島第一原発事故では第一義的には東京電力が責任をとるべきであるが、きちんと東京電力が責任をとっていない現在、川内原発の大惨事において誰も責任をとらず、原発に賛成反対に関係なく立地住民だけに負担を強いることになってはならないと思う。</p> <p>原発を稼働させることで使用済み核燃料が原発立地に溜まり続けることも懸念材料で、資源エネルギー庁は、六ヶ所再処理工場は2024年度上期の完成を予定していて、そこに搬出できるという主旨の発言であった。しかし、その完成は確実なものではない。1号機と2号機の使用済み核燃料プールを共用した場合、8年は川内原発で管理可能と回答されたが、その後の使用済み核燃料の保管がどのようになるのか、確実な回答もなかった。</p> <p>川内原発の基準地震動は、横揺れは従来の620ガルから687ガルに、縦揺れは1.4倍の455ガルに引き上げられ、今後、耐震性の確認をしなければならない状態である。東日本大震災や能登半島地震を教訓に、いつ自然災害が発生するか、定かではなく、安全対策工事を終えないまま、運転延長に入ることがあってはならないと考える。</p> <p>以上、たくさんの不安材料があるが、それらの中から一点、下記事項を陳情する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>能登半島地震による志賀原発の状況から、自然災害の危険性を再認識し、川内原発の20年運転延長は、安全性を前提にする観点から基準地震動についての安全対策工事を完了させた上での容認であることを、九州電力へ強く要請すること。</li> </ul>			

受 理 番 号	陳情第 2 号	受理年月日	令和 6 年 2 月 1 9 日
件 名	原発事故時の屋内退避の実効性に関する陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 田中 ひろみ		
要 旨			
<p>熊本地震に続き能登半島地震が発生した。現在の原子力防災計画の実効性に対する県民の不信は更に高まったと思う。この問題を放置したまま、そして大きくなった基準地震動の耐震性確認とその結果に基づく安全対策工事が終わらないまま、40年を超える運転延長に入ることを極めて危惧している。</p> <p>屋内退避については多くの問題点があると思っている。例えば、平成 2 8 年 3 月 1 6 日、原子力規制委員会は「原子力災害発生時の防護措置の考え方」において、屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては四分の一程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては二十分の一程度に抑えることができる、と記載している。つまり木造家屋では屋内退避すれば 7 5 % も低減できると記載している。</p> <p>しかしこの数値については、「I A E A 等で報告されている屋内退避の被ばく低減効果は欧米の家屋が対象。屋内退避の効果は住居の特性（建築様式等）に依存するため、日本特有の住居に対応した被ばく低減効果を評価する必要あり」ということで日本原子力研究開発機構が規制庁から研究を委託され、報告書が出ている。</p> <p>そして規制庁は、「屋内退避による被ばく低減効果に係る委託研究の成果（概要報告）令和 3 年 9 月 9 日」の中で、被ばく低減係数（吸入）について建築年区分での評価で、1 9 8 0 年以前は 0 . 5 6、1 9 8 1 ~ 1 9 9 2 年は 0 . 3 3、1 9 9 3 年以降は 0 . 2 4、高气密住宅は 0 . 2 2 と記載している。つまり、1 9 9 3 年以前の日本の住宅では被ばく低減は 7 5 % 以下であり、1 9 8 0 年以前であれば 4 4 % の低減という評価である。そして原子力発電所立地県での木造戸建住宅の建築年の割合（統計局、2 0 1 3）として、1 9 8 0 年以前 3 7 %、1 9 8 1 年から 1 9 9 0 年までが 2 0 %、1 9 9 1 年以降が 4 3 % とのデータがある。</p> <p>原発事故時の屋内退避の実効性に関しては、地震によって多数の家屋が倒壊する、損傷するから実効性が疑問だ、という以前に、気密性が低いことによる屋内での内部被ばくと屋内に沈着した放射能による外部被ばく、加えて家屋外部に沈着した放射能、家屋の周辺に落下した放射能からの外部被ばくがある。そして、損傷していても住める状態であったとしても、最近の気密性の高い家であったとしても地震により隙間が増え気密性が低下する可能性がある。UPZ 圏内は屋内退避をさせ、被ばくすることが前提であるが、被ばくする前に避難することを基本とするのが本来の原子力防災計画と思う。</p> <p>地震により家屋に入ることができないため、自家用車の中に避難することであるが、通気性が高く、内気循環すると二酸化炭素が増えるので、窓を開けて換気しなければ危険な状態になる。そのため車内に屋内退避というのも成立しない。</p> <p>モニタリングで設定された放射能レベルが観測されると避難指示が出るが、車両の長時間の渋滞が予想され、その時間に応じて被ばくすることになる。</p> <p>しかし、モニタリングが実際に機能するののかも、能登半島地震を考えると検証が必要と考え、放射能が地をどのように流れるのではなく、モニタリングの上を放射能が通過し、検知しない可能性もあると思う。</p> <p>屋内退避でも入り込んできた放射能を吸い込まないようにマスクの着用が必要であるが、全く広報されていないことは大きな問題である。そして微細な放射能を吸い込まないためには N 9 5 マスク相当（コロナ感染の拡大時に医療者用の N 9 5 マスクが不足していることがニュースになったが、あのマスクである）のマスクが必要である。しかし広報されていない（避難時の車両内でも同様にマスク着用が必要である）。</p> <p>以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般住宅での屋内退避の実効性、車両内での被ばく対策に関して、検証を求める。</li> </ul>			

受理番号	陳情第 3 号	受理年月日	令和 6 年 2 月 1 9 日
件名	原発事故と安定ヨウ素剤に関する陳情		
陳情者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 田中 ひろみ		
要 旨			
<p>能登半島地震が発生し屋内退避と避難の実効性が問題となっているが、北陸電力の志賀原発が再稼働していないためか、安定ヨウ素剤についての問題は報道されていないようである。</p> <p>原子力規制庁の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和 3 年 7 月 2 1 日一部改正）」の 3 ページの②服用のタイミングには、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素を吸い込む 2 4 時間前から吸い込んでから 2 時間までの間に飲めば 9 0 % 以上を防げ、8 時間後だと約 4 0 % 防ぎ、1 6 時間以後だとほとんど効果がない、と記載されている。「この効果は、安定ヨウ素剤服用後、少なくとも 2 4 時間は持続する」としている。</p> <p>飲むタイミングは規制委員会が指示するとしている。</p> <p>川内原発事故の場合、原発から 5 ～ 3 0 キロの U P Z 圏内住民は屋内退避が基本とされている。欲しい場合は川内原発から 3 0 キロほど離れた場所に設置されるという検査所まで行かなければ受け取れないのが現状である。検査所まで行って、また自宅に戻り、放射能が来て被ばくするのを待つことになるのか、と思っている。</p> <p>だが、熊本地震や能登半島地震の状況を見るとそれもできないと思っている。</p> <p>原発から 5 キロの P A Z 圏住民の 6 7 % は既に安定ヨウ素剤を受け取っていて、被ばくする前に避難できることになっている。</p> <p>バスでの避難の場合は車内で説明を受けて、飲める体質かどうか即時に判断し、受け取ることになる。乗用車の場合は、検査所で窓を開けて説明を聞き、受け取ることになる（以前は検査所の建屋内で説明を受けるということをしていた）。</p> <p>U P Z 圏内住民の希望者は申請すれば、要件に該当する人は説明会で受け取れるとしているが、薩摩川内市でも申請者は極めて少なく、受け取っているのはその約半分の 9 1 7 人に過ぎない。</p> <p>※ 9 1 7 人は 1 月 2 7 日の川内原子力発電所に関する市民セミナーの「川内地域における原子力防災の取り組みについて」の 1 8 ページに記載されているが、これは薩摩川内市の U P Z 人数が 8 万 6 2 0 6 人なので（5 ページ）、約 1 % にしか過ぎない。</p> <p>緊急配布場所として、U P Z 内の避難経路上で公共施設等（1 2 か所）をリストアップし、市町と協議中と記載（上記の取組についての 1 9 ページの右下）されているが、数年前から検討中のまま決まらないため、検査所で受け取る以外の方法はない。</p> <p>また、車両での避難や移動時だが、車内にも放射能は入り込む。内気循環にしても、二酸化炭素が増加するため、窓を開け換気をしなければならない。そのため検査所にたどり着くまでに放射能を吸い込むことになる（車外の放射能からの被ばくもある）。</p> <p>原子力規制庁は「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の 5 ページの副作用の可能性の項目で、「安定ヨウ素剤の服用で副作用が生じる可能性は極めて低く、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者である妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者の保護者等が服用をちゅうちょすることがないよう、安定ヨウ素剤を服用することによる副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時からの周知が必要である。」と記載している。副作用に対する過度な心配や広報はすべきではないということだと思う。</p> <p>以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、川内原発から 5 ～ 3 0 キロの U P Z 圏に住む薩摩川内市民の、約 1 % しか手元に安定ヨウ素剤を持っていない。手元に持っていないくても、原発事故時に効果のあるタイミングで飲むことが可能なのか、検証を求める。</li> </ul>			

受 理 番 号	陳情第 4 号	受 理 年 月 日	令和 6 年 2 月 1 9 日
件 名	能登半島地震と川内原発の基準地震動に関する陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 田中 ひろみ		
要 旨			
<p>今年の元日にマグニチュード 7. 6 の能登半島地震が発生した。</p> <p>今年の 2 月 7 日、「標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等に係る川内原発設置変更許可申請書」が認可され、原発の耐震安全性の前提となる基準地震動が見直され大きくなった。</p> <p>検討対象とした地震は内陸地殻内地震であったが、モーメントマグニチュード 5 ～ 6. 5 程度であった。</p> <p>マグニチュード 7. 6 の能登半島地震も内陸地殻内地震であった。</p> <p>新知見を反映して見直す（バックフィット）というのが規制委員会の安全規制の方針（当然であるが）となっているため、能登半島地震も当然反映すべき地震である。</p> <p>そして、原子力規制委員会は、「見直された基準地震動による耐震性の確認と安全対策工事は 2 0 2 9 年 4 月 1 9 日を期限とし、完成しない場合は終わるまで運転を停止すること」という方針についてパブコメを昨年 1 2 月 1 3 日から今年 1 月 1 2 日を締切として実施した。</p> <p>まだパブコメの結果も、最終判断の委員会も開催されていない。</p> <p>以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>川内原発は見直された基準地震動による耐震性の確認も、安全対策工事も終わらないまま 2 0 2 9 年 4 月 1 9 日を完成期限として運転に入ろうとしていることについて、意見を原子力規制委員会へ提出すること。</li> <li>標準応答スペクトルについて、新知見であるマグニチュード 7. 6 の能登半島地震を早急に取り入れ改定することを原子力規制委員会へ求めること。</li> </ol>			

受 理 番 号	陳情第 5 号	受 理 年 月 日	令和 6 年 2 月 1 9 日
件 名	川内原発の使用済み核燃料に関する陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 田中 ひろみ		
要 旨			
<p>今年の 1 月 3 1 日、日本原燃の増田社長は記者会見して、六ヶ所再処理工場の竣工（完成）について、「工夫によって 6 月には竣工できると思っていたが、その目標をずっと掲げていくのは無謀だと思う」と発言し、今年の 9 月末までに戻した。</p> <p>東奥日報 昨年 1 2 月 2 1 日では、『日本原燃の増田尚宏社長は 2 0 日の定例記者会見で、年内に終わると見込んでいた六ヶ所再処理工場（青森県六ヶ所村）の設計・工事計画認可審査について「残念ながら年を越すのは間違いない」と語った。一方で「2 0 2 4 年度上期のできるだけ早期」とする工場の完成目標は変えないとも述べた』と記載している。たった一月半で変わった。</p> <p>1 9 9 7 年の竣工予定を 2 6 回延期している。既に 3 0 0 0 トンのプールは満杯である。課題続出で、9 月末に竣工できます、と発言する人は 1 人もいないようである。</p> <p>結局、前回のように遅くとも 2 0 2 4 年の 9 月上旬には六ヶ所再処理工場の 2 7 回目の延期が正式に発表されることは確実と思っている。</p> <p>仮に竣工したとしても、最初に取り組むのは溜まり続けている高レベル放射性廃液をガラス固化体にする作業であるが、ここでまた問題を起こす可能性があり、竣工したからといって順調に再処理が始まるわけではない。</p> <p>川内原発の使用済み核燃料貯蔵プールが 5 年から 1 1 年で満杯になることであるが、九電は使用済み核燃料の号機間移動を規制委員会へ許可申請した。玄海原発では認可され実施経験もあり、プールの満杯まで約 8 年間となることは確実と思う。</p> <p>川内原発の敷地内に玄海原発のような乾式貯蔵施設を建設することは、4 0 年を超える運転を続けるための前提条件である。</p> <p>乾式貯蔵施設の建設については、施設の新設のため安全協定で地元同意が必要とされている。運転延長と敷地内での乾式貯蔵施設建設はワンセットで地元同意事項として議論されるべきであった。</p> <p>以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本原燃（株）を呼び、六ヶ所再処理工場が今年の 9 月末までに竣工（完成）するのか、2 7 回目の延期はあるのか、何年延期となるのか、また仮に竣工したとして何年後に使用済み核燃料を搬出できるのか、説明を求めること。</li> </ul>			

受 理 番 号	陳情第 6 号	受理年月日	令和 6 年 2 月 1 9 日
件 名	桜島（始良カルデラ）の噴火に関する陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 田中 ひろみ		
要 旨			
<p>桜島は今年の 2 月 1 4 日の噴火では 4 年ぶりに噴煙が火口から 5 0 0 0 メートルまで上がった。火柱が吹き上がり、噴石も飛んだ。能登半島地震では、地下深部からの流体が地震を起こしたのではないかとの専門家の見解も報道されている。薩摩川内市の地下はどうなのだろうか心配である。</p> <p>昨年 1 1 月 2 1 日に開催された県の専門委員会（鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会）で、井口正人委員は「始良カルデラ（鹿児島湾北部）に異常があれば運転停止もあり得る」、「過去 2 0 年間よりも、今後延長していこうという 2 0 年間の方が異常が出る確率をはるかに高い、桁違いに上がって来ると思っている」と発言されている。2 0 2 2 年 4 月 2 8 日、京都大学防災研究所の井口正人教授らのグループが、桜島（始良カルデラ）のマグマ蓄積量を 1 0 ～ 1 8 立方キロと推計したことが 2 8 日分かった。大正噴火時のマグマ噴出量は約 1 立方キロとされているので少なくとも 1 0 倍の量が存在することになる。</p> <p>九電は桜島大正噴火規模で川内原発敷地内に約 2 . 4 センチ積もると試算している。単純に 1 0 倍すると原発敷地内に 2 4 センチの火山灰が積もることになる。新規制基準に基づいて九電は 1 5 センチの降灰を前提に対策を考えて認可されているが、対策にならない。</p> <p>火山の異常があつてすぐに原発を止めても、核燃料は発熱を続けていて、最低でも約 5 年間はプールで水冷却する必要があるようである。搬出するにしても輸送容器が大量に必要となる。</p> <p>今日にでも桜島が噴火する可能性があるとして、毎年避難訓練が実施されている。</p> <p>以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県専門委員会の井口正人委員による桜島（始良カルデラ）火山爆発とその影響についての、薩摩川内市主催の説明会開催を求める。</li> </ul>			



薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 成川 幸太郎